

保存期間：3年
(令和3事務年度末)

審 理 室

審理室事務の運営方針等

1 庁審理室及び局審理課・訟務官室の所掌事務

(1) 庁審理室の所掌事務

イ 事前照会事務

- ・中央省庁、全国規模の同業者団体からの事前照会（文書回答手続によるものを含む。）への対応
- ・局審理課が行う事前照会事務に関する指導・監督

（注1）事前照会とは、納税者が行う個別の取引等に係る税法の適用に関する照会で申告期限前になされるものをいう。

（注2）文書回答手続とは、納税者から文書による回答を求める旨の申出がされた事前照会のうち、一定の要件を満たすものについて、文書による回答を行うとともに、照会・回答内容を国税庁ホームページにおいて公表するものである（平成13事務年度から実施）。

ロ 不服申立事務

- ・局審理課が行う不服申立事務に関する指導・監督
- ・国税庁長官が行う処分に対する不服申立てへの対応

ハ 訴訟事務

- ・局訟務官室が行う訴訟事務に関する指導・監督

ニ 争訟見込み事案に対する支援事務

- ・課税部及び調査部争訟見込み事案のうち、重要なものに係る支援
- ・課税部及び調査部争訟見込み事案に係る局審理課・訟務官室が行う支援事務の指導

(2) 局審理課の所掌事務

イ 事前照会事務

- ・事前照会のうち文書回答手続によるものや署では判断が困難なものへの対応
- ・企業組織再編税制、再建支援等に関する事前照会への対応

ロ 不服申立事務

- ・税務署における不服申立事務に対する指導・監督

ハ 争訟見込み事案（局課税部及び署の調査事案）に対する支援事務

(3) 局訟務官室の所掌事務

イ 課税関係訴訟の遂行に関する事務

ロ 争訟見込み事案（局調査部事案）に対する支援事務

2 事前照会への適切な対応

事前照会事務は、納税者からの照会に対して当局の見解を明らかにすることにより、納税者の利便、適正申告に寄与するとともに、見解の相違による紛争の未然防止にも寄与するものであるから、庁局間及び関係部署間の連携により法令適用の統一性の確保を図りつつ、適正かつ迅速な処理に努めているところである。

このうち、文書回答手続については、税法の適用に関する納税者の予測可能性、透明性を高める観点から、積極的な周知・広報に努め、その利用促進に取り組んでいるところである。

また、文書回答事案のほか、他の納税者の参考となる事前照会への回答についても「質疑応答事例」として国税庁ホームページに掲載しているところである（平成 17 年 1 月より実施。平成 31 年 3 月末現在の公開件数 1,953 件）。

【参考】平成 30 年度文書照会件数	133 件（庁 5 件、局 128 件）
平成 30 年度文書回答件数	25 件（庁 4 件、局 21 件）
平成 30 年度末累計文書回答件数	434 件（庁 110 件、局 324 件）

3 不服申立事務の的確な実施

不服申立事務については、原処分調査を担当した部署において指名された担当者が再調査の請求事案の調査・審理、再調査の決定書の作成及び審査請求事案への対応を行い、局審理課においてはそれらの事務の指導・監督を行っている。

再調査の請求事案については、簡易・迅速かつ公正な手続による納税者の権利利益の救済及び行政の適正な運営の確保という不服申立制度の趣旨を踏まえ、公正な立場で調査・審理を行った上、適正かつ迅速な処理に努めている。

また、審査請求事案については、審判所に対する答弁書の提出等を通じて原処分庁としての主張・立証を的確に行うとともに、口頭意見陳述などにおいて適切な対応を行うよう、引き続き、庁審理室・局審理課が中心となって不服申立事務の適正な執行に努めていくこととしている。

○ 課税関係再調査の請求の状況（平成 30 年度）（単位：件）

前年度末 未済件数	再調査の 請求件数	再調査の請求の処理件数					当年度末 未済件数
		取下 げ等	却下	棄却	認容	合計	
571	1,949	176	106	1,501	263	2,046	474

（認容割合 12.9%）

【参考】実績評価の測定指標として「再調査の請求事案の 3 か月以内処理割合」を掲げ、目標値 95%を設定している。

平成 29 年度 3 か月以内処理件数割合 99.6%（課税関係）

（特殊事案（相互協議事案、公訴関連事案及び国際課税事案）を除く）

○ 課税関係審査請求の状況（平成 30 年度）（単位：件）

前年度末 未済件数	審査請求 の件数	審査請求の処理件数					当年度末 未済件数
		取下 げ	却下	棄却	認容	合計	
2,374	2,951	216	95	2,263	213	2,787	2,538

（認容割合 7.6%）

4 訴訟事務の的確な実施

課税関係訴訟については、各局の国税訟務官等が国側指定代理人として訴訟遂行に当たっており、庁審理室において局訟務官室に対する指導・監督及び敗訴事件についての上訴要否の検討等を行っている。

最近の課税関係訴訟の内容をみると、国際課税事件（移転価格税制、外国子会社合算税制）、企業組織再編・租税回避スキーム事件（行為計算否認規定の適用、消費税還付スキーム）など、複雑な事実認定や法令解釈が争われる事件が係属し、訴訟遂行に困難を伴うケースが増加している。このため、法務当局との連携を強化して的確な主張・立証に努めるとともに、専門的知識・経験を有する人材の育成に取り組んでいるところである。

なお、重要訴訟事件（法務省が内閣官房に重要訴訟事件として登録している事件（官邸登録事件：別紙1）、執行上の影響や社会的影響が大きい事件：別紙2）については、長官・次長に対し、判決言渡前に事件の概要、判決の見込み等を説明している。

○ 課税関係訴訟の状況

（単位：件）

年度	期首係属 件数	発生 件数	終 結 件 数					期末係属 件数	敗訴 割合 (%)
			取下 げ等	却下	棄却	取消	合計		
30	167	155	7	9	118	6	140	182	4.3
29	173	144	12	12	107	19	150	167	12.7

5 争訟見込み事案に対する早期かつ的確な支援

調査事案のうち争訟が見込まれるものについては、原処分の段階から法令適用や課税要件の充足、証拠の収集・保全等について十分な検討を行う必要があり、局審理課及び局訟務官室においては、局課税部・調査部からの要請を受けて、審理面における支援を積極的に実施している。

特に、東京局・大阪局審理課には、検察出身の審理官が配置されており、それぞれ自局における争訟見込み事案の支援を行うとともに、東京局・大阪局審理課を争訟見込み事案支援のセンター局と位置付け、他局において困難事案が発生した場合には局間支援を行うこととしている。

また、庁審理室においては、局課税部及び調査部の争訟見込み事案のうち、重要と認められるものについて、主任訟務専門官（検察出身者）が中心となり、調査審理や争訟対応に係る指導等を実施している。

【参考】

○主任訟務専門官の担当事務

- ・執行上の影響や社会的な影響が極めて大きいなど、庁として管理が必要な重要争訟見込み事案に係る対応の検討、局への指導等
- ・国税庁本庁において争訟対応が必要な個別事案に係る法律的な助言

○ 主な官邸登録事件

1 同族会社の行為計算否認を巡る事件

同族会社である納税者が、企業グループ内の組織再編により、国外グループ法人からの多額の借入れや子会社との合併などの一連の行為を行い、当該借入れに係る利息を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、課税庁が当該借入利息について、これを容認した場合には納税者の法人税を不当に減少させるものであると認められるとして、法人税法 132 条(同族会社等の行為又は計算の否認)により、当該借入利息の損金算入を否認して法人税の更正処分等を行った事件である。

係属裁判所：控訴検討中（令和元年 6 月 27 日現在）

（東京地裁令和元年 6 月 27 日判決：国側敗訴）

提 訴 日：平成 27 年 7 月 31 日

訴 額：51 億 2461 万円

2 馬券の払戻金等に係る所得区分及び必要経費の範囲を巡る事件

競馬等で多額の払戻金を受領していた納税者が無申告であったことから、課税庁が、当該競馬の馬券等の払戻金に係る所得は一時所得に該当し、所得金額の計算上控除すべき金額は的中した馬券等の購入金額に限られるとして、所得税の決定処分等を行った事件である。

係属裁判所：広島地裁

提 訴 日：平成 29 年 10 月 18 日

訴 額：2671 万円

なお、先行していた同種事件 4 件が完結しており、そのうち 2 件は国側が敗訴しているところ、当該敗訴事件に係る最高裁判決を受けて、同判決の判断に沿った通達（所得税基本通達 34-1）の一部改正を行っている。

※1 上記通達の一部改正を踏まえ、本件の払戻金のうちオートレースに係るものについては雑所得に当たるとして、減額更正を行っている。

※2 官邸登録事件には指定されていないが、同種事件 2 件が東京地裁及び大阪地裁にそれぞれ係属中である。

3 移転価格税制を巡る事件

納税者がポーランド共和国に所在する国外関連者との間で行ったライセンス契約に基づく取引について、課税庁が当該国外関連者から受領するロイヤルティの額が独立企業間価格に満たないとして、残余利益分割法を用いて法人税の更正処分を行った事件である。

係属裁判所：東京地裁

提 訴 日：平成 28 年 12 月 20 日

訴 額：34 億 5433 万円

○ 敗訴した場合執行上の影響等が懸念される事件

1 破産債権となった過払金返還請求権に対応する制限超過利息を巡る事件

納税者の破産管財人が、その破産手続において、過払金返還請求権が破産債権として確定したことを前提に、過年度の益金に計上した当該過払金返還請求権に対応する制限超過利息部分が過大であったとして、益金に計上した事業年度に係る更正の請求を行ったのに対し、課税庁が、当該制限超過利息は破産債権確定の事由が生じた日の属する事業年度の前期損益修正として処理すべきであるとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分を行った事件である。

係属裁判所：最高裁

(大阪地裁平成30年1月15日判決：国側勝訴)

(大阪高裁平成30年10月19日判決：国側敗訴)

訴 額：2億5000万円

2 取引相場のない株式の譲渡を巡る事件

納税者は、被相続人が生前行った配当還元方式により評価された同族会社の株式譲渡につき、被相続人の準確定申告を提出したところ、課税庁が当該株式の価額は類似業種比準方式により評価すべきであるから、当該株式譲渡は、所得税法59条1項2号に規定する低額譲渡に該当するとして、所得税の更正処分等を行った事件である。

係属裁判所：最高裁

(東京地裁平成29年8月30日判決：国側勝訴)

(東京高裁平成30年7月19日判決：国側敗訴)

訴 額：2億5608万円

3 資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を巡る事件

納税者は、外国子法人から受領した配当について、資本剰余金を原資とする部分のみが資本の払戻しに該当し、残りの利益剰余金を原資とする部分は剰余金の配当に該当するなどして法人税の確定申告を行ったところ、課税庁が当該配当について、資本剰余金と利益剰余金との双方を同時に減少させて行ったものと認められるからその全額が資本の払戻しに該当するとして、法人税の更正処分を行った事件である。

係属裁判所：最高裁

(東京地裁平成29年12月6日判決：国側敗訴)

(東京高裁令和元年5月29日判決：国側敗訴)

訴 額：0円*

※増差連結所得金額は約80億であるが連結欠損金額約295億があるため増差税額は0円)

定期保険等に関する通達の改正の概要

1 通達改正前における支払保険料の取扱い

法人税法上、損金算入される費用の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。企業会計原則では前払費用は資産計上を要するのが原則とされているため、法人税法上、前払部分の保険料は資産計上するのが原則となる。

一方、定期保険の保険料は、いわゆる掛捨ての危険保険料及び付加保険料のみで構成されていることから、基本通達にて、支払保険料の全額の損金算入を認めている。

しかし、支払保険料の中に前払保険料が相当多額に含まれる定期保険については、中途解約時に多額の返戻金が支払われるため、支払保険料全額の損金算入を認めた場合には課税所得の適正な期間計算が損なわれることから、個別通達にて、上記原則の考え方に則って、一律の期間・支払保険料の一定割合を資産計上することとしていた。

2 通達改正の理由

以下の理由により、定期保険等に係る保険料の取扱いを改正した。

- ・ 各社の商品設計の多様化や長寿命化等により、現在販売されている商品の保険料に含まれる前払保険料の割合が通達制定時と大きく異なっている。
- ・ 類似商品でも、個別通達に該当するか否かで取扱いに差異が生じている。
- ・ 加入年齢や保険期間の長短により、同一商品間でも取扱いが異なっている。
- ・ 個別通達が存在しないその他の第三分野保険の取扱いが不明瞭となっている。

3 改正通達の概要

- (1) 最高解約返戻率（注）が50%以下の場合は、支払保険料の全額を損金算入
- (2) 最高解約返戻率が50%超～85%以下の場合は、一律の期間・支払保険料の一定割合を資産計上
- (3) 最高解約返戻率が85%超の場合は、商品ごとの資産計上期間・解約返戻率に応じた高率な資産計上割合を設定
- (4) 解約返戻金のない短期払の定期保険等については、年間30万円を限度に支払時に即時損金算入

（注）最高解約返戻率とは、保険期間を通じて最も高い解約返戻率（解約返戻金相当額/支払保険料）をいう。

4 適用関係

改正通達の定めは、令和元年7月8日（3(4)については令和元年10月8日）以後に契約する保険の保険料に適用し、同日前に契約した保険の保険料については、従前どおりの取扱いとした。